

三芳町自転車の安全な利用の促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全な利用に関し、町、住民、自転車を利用する者（以下、「自転車利用者」という。）、事業者、関係団体等の責務を明らかにするとともに、自転車の安全な利用の促進に関する施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的かつ計画的に推進することにより自転車に関係する事故の防止を図り、もって、住民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 関係団体 交通安全に関する活動を行う団体及び自転車の安全な利用の促進に関する町の施策に協力する団体をいう
- (3) 関係機関 国、埼玉県、町の区域を管轄する警察署その他交通安全に関する業務を行う公的機関をいう。
- (4) 自転車損害保険等 自転車に関係する交通事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済をいう。
- (5) 自転車交通安全教育 自転車の安全な利用に関する交通安全教育をいう。
- (6) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校及び中学校で町内に所在するものをいう。

(町の責務)

第3条 町は、住民、事業者、関係機関及び関係団体との相互の連携及び協力のもとに、自転車の安全な利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(住民の責務)

第4条 住民は、交通ルール及び交通マナーを学び、自転車の安全な利用に関する理解を深めるとともに、家庭、職場、学校、地域社会等において、自転車の安全な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

2 住民は、町、関係機関又は関係団体が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策等に協力するよう努めるものとする。

(自転車利用者の責務)

第5条 自転車利用者は、車両(道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。)の運転者としての責任を自覚し、道路交通法、埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例(平成23年埼玉県条例第60号)その他関係法令を遵守するとともに、自転車の安全な利用に努めなければならない。

2 自転車利用者は、自転車に関係する交通事故の防止に関する知識の習得に努めるものとする。

3 自転車利用者は、歩行者、特に障がい者、高齢者、乳幼児等の通行に配慮した走行に努めるものとする。

4 自転車利用者は、自転車の定期的な点検及び整備その他の交通安全対策に努めるものとする。

5 自転車利用者は、自転車損害保険等への加入に努めるものとする。

6 自転車利用者は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第12条第3項の防犯登録を受けるとともに、自転車の盗難防止のための施錠、籠からのひったくりを防止するためのカバーの装着その他防犯対策に努めるものとする。

7 自転車利用者は、自転車駐車場以外の場所に自転車を放置することがないように努めるものとする。

(保護者等の責務)

第6条 幼児、児童又は生徒の保護者は、その幼児、児童又は生徒に対し、交通ルールの遵守その他の自転車の安全な利用に関する家庭教育を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その幼児、児童又は生徒を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとする。

3 保護者は、その幼児、児童又は生徒を対象とした自転車損害保険等への加入に努めるものとする。

4 高齢者の家族は、その高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全対策について助言するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は従業員に対し、自転車の安全な利用に関する啓発に努めるものとする。

2 事業者は、自転車の安全な利用に関する理解を深め、自転車の安全な利用の促進に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

3 事業者は、町、関係機関又は関係団体が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策等に協力するよう努めるものとする。

(関係団体の責務)

第8条 関係団体は、自転車の安全な利用に関する住民の理解及び協力が得られるよう、自転車の安全な利用の促進に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

2 関係団体は、町又は関係機関が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策等に協力するよう努めるものとする。

(自転車小売業者の責務)

第9条 自転車の小売りを業とする者（以下「自転車小売業者」という。）は、自転車の購入者に対し、自転車が関係する交通事故の防止に関する知識の習得、自転車の定期的な点検及び整備並びに自転車損害保険等への加入の必要性その他の自転車の安全な利用に関する必要な情報の提供及び適切な助言に努めるものとする。

2 自転車小売業者は、町、関係機関又は関係団体が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策等に協力するよう努めるものとする。

(自転車交通安全教育)

第10条 町は、住民に対して、それぞれの特性に応じた自転車交通安全教育を行うものとする。

2 前項の場合において、町は、事業者、関係機関及び関係団体と連携するものとする。

3 学校の長は、その児童生徒に対し、その発達の段階に応じた自転車交通安全教育を行うものとする。

(啓発活動及び広報活動)

第11条 町は、自転車の安全な利用に関し、住民及び自転車利用者の理解と協力が得られるよう、啓発活動及び広報活動を行うものとする。

2 町は、自転車が関係する交通事故を防止するため、関係機関と連携を図り、自転車が関係する交通事故の発生状況に関する情報を住民及び自転車利用者に提供するものとする。

3 町は、自転車利用者の乗車用ヘルメットの着用の促進を図るため、自転車利用者及びその保護者に対し、情報の提供を行うものとする。

4 町は、自転車利用者の自転車損害保険等への加入を促進するため、啓発活動及び広報活動を行うものとする。

(道路環境の整備)

第12条 町は、自転車の安全な利用の促進を図るため、関係機関と相互に連携して、歩

行者及び自転車が安全に通行できる道路環境の整備に努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(附則)

この条例は、平成28年10月1日から施行する。